

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 1 0 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	パブリック・コメント手続 の結果について (公開)
日 時	平成 3 1 年 2 月 1 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 0 分まで
場 所	市役所高層棟 8 階 大会議室
出席者氏名	会 長 山本和也 副会長 田中かよ子 委 員 小松栄、染谷よし江、津佐清、谷田貝しづ子、 山崎清 事務局 佐藤裕 (教育長)、中沢哲夫 (企画財政部長)、 佐賀忠 (総務部長)、直井誠 (保健福祉部長)、 杉山一男 (生涯学習部長)、内田一也 (市民課長)、 大久保貞則 (行政管理課長)、堀江賢司 (行政管 理課主幹)、武田真弓 (行政管理課長補佐)、大 久保崇雄 (行政管理課事務管理係長)、島津奈 身 (行政管理課事務管理係主任主事)、古谷尚 久 (行政管理課事務管理係主任主事)
欠席委員氏名	江原正子、中野祐三郎、横川しげ子
傍 聴 者	無し
議 事	第 1 0 回野田市行政改革推進委員会の会議結果 (概 要) は、次のとおりである。
行政管理課長補佐	平成 3 1 年 2 月 1 5 日午後 1 時 3 0 分、開会を宣言 し、会議の成立について報告した。会議の公開及び傍 聴並びに会議録及び会議資料の公開について説明し た。 会議録作成のため録音機を使用することについて 了解を得た。
山 本 会 長	議題 パブリック・コメント手続 の結果について パブリック・コメント手続 の結果について事務局

行政管理課長	<p>の説明を求めた。</p> <p><資料に基づき、パブリック・コメント手続の結果について説明するとともに、行政改革大綱の素案に直接関係がない意見は各担当課で検討することを申し添えた。></p>
山本会長	<p>パブリック・コメント手続の結果について意見ごとに質疑及び意見を求めた。</p>
山崎委員	<p>意見6について、この意見では自治会が目的を拡大解釈し神社の奉賛会等の様々な集金代行を行っているとする。</p> <p>私が自治会長るときは、政教分離というほど大げさなものではないが、基本的に神社に関わるものと自治会の活動は明確に線引きをしていた。自治会は神社に関する集金代行には、一切関わらないとし、現在も私の地域では同じように行われている。</p> <p>一方、このような意見があるということは、他の地域では神社に関わる集金から自治会の集金まで全て行われている自治会もあるということだと思う。</p> <p>現在、市で自治会のアンケートを行っているが、その結果に基づき整理し、場合によっては是正する必要がある。</p>
山本会長	<p>市も、自治会連合会と協議するという事なので、有効に行ってほしい。</p>
津佐委員	<p>意見8について、意見の概要の中で「文書管理の欠如の問題などの本質的な問題」とある。それに対して、市の考え方では、「文書管理について指導を徹底するなど、引き続き、担当部局による指導監督の徹底を強化していく。」とある。</p> <p>30年11月7日に開催された第5回行政改革推進委員会で指定管理者制度の項目があったが、そのときには文書管理の問題は取り上げられなかった。また資料でも取り上げられていなかった。</p> <p>意見の中でここまで指摘されているため、この問題を熟知している方だと思うが、指定管理者における文書管理の欠如の問題について、市はどのように考えているのか。また、文書管理を徹底していくというのは</p>

総務部長

どのようなことか。

市には、文書管理細則という文書管理の決まり事があるが、かなり前に作られたものである。

電子メールがない時代に作られたものであることから、例えば、電子メールで送ったデジタルデータが文書管理ではどの位置付けになるのかという課題がある。印刷すれば紙になるが、印刷しないときはどう管理するのか、誰が責任を持つのかといった部分が、実際に行われている事務と異なった形となっている。

今の話は一つの例だが、現在総務課で全ての内容を確認して、時代に合った決まり事を作ろうとしている。また、ただ単に、決まり事を作っただけでは実際に運用されないこともあるため、それも踏まえて、実態を見ながら今の時代に即した文書管理を進めようとしている。

指定管理の事業者の文書管理も、取扱いにばらつきがあった。市の業務を任せているため、市の文書管理のような形で取り扱われるのが好ましいが、市がそのような状況のため、指定管理者に任せていた部分もある。それは大きな反省点である。この意見は、それを踏まえた上のものと考えている。

先ほど津佐委員の意見にもあったが、行政改革推進委員会ではそのような課題は出ていなかった。しかし、今述べたような反省点を踏まえ、指摘のとおり文書管理を徹底していく。また、それは指定管理者も含めるといことで、考え方として示した。

山崎委員

私も、津佐委員からの意見と全く同じような話になる。

このパブリック・コメント手続の中で案を修正しているのは意見2及びこの意見の二つになる。津佐委員の指摘のとおり、行政改革推進委員会で文書管理のことは抜けていた。提示された資料の中にも入っていないため、議論もしていない。今回、パブリック・コメント手続の意見としてこのようなことが出ているが、行政改革推進委員会の中で議論をした結果、案が出ていれば良かったが、議論がなく案が出て、パブリッ

<p>総務部長</p>	<p>ク・コメント手続に沿って修正がされるのは、順序が逆のような気がする。おそらく、資料に記載があれば、この指定管理者の文書管理の問題は議論されていたと思う。今後は事務局として、基本的にこのようなことがないように進めていただきたい。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>今回の文書管理については、本来あるべき姿に戻すように取り組んでいるため、今後行政改革大綱の中で、見直し等があれば審議していただく形でお願いしたい。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>意見16について、この意見はコンビニエンスストアで証明書が発行できれば利便性が上がるということだと思う。この意見に対して、市は31年度からの導入のため準備を進めているという回答である。</p> <p>その中で、例えば、コンビニエンスストア一軒当たりの導入コストや維持コストなどの試算や費用対効果の検証をしているのか。市役所や支所で発行するのではなく、近くのコンビニエンスストアに行けば発行できて便利という単なる利便性については、誰でも考えうる話である。確かに利便性は上がるが、そこまでコストをかけて導入する必要があるのか。</p> <p>同じ方の意見とは限らないが、資料3ページの意見4の中に必要な市民サービスの定義が不明確という指摘がある。必要度をランク付けした上で、本当に必要なサービスを行うべきと言っている。私の考えでは、コンビニエンスストアでの証明書の発行業務を導入することは、市民サービスの中で本当に必要度が高いかということ、あまり高くないと思う。単に利便性が上がるという理由だけで、導入するのではなく、費用に対して効果が出ることや市民のサービスとして認知されるなどの費用対効果をしっかりと検証した上で、導入するといった慎重な進め方が求められると考える。</p>
<p>市民課長</p>	<p>新年度の予算に計上しており、費用対効果についても、31年度までに導入した団体に対して、国から全体の費用の2分の1が特別交付税として措置される。それを逃すと全額市の負担となることから、利便性の</p>

山崎委員	<p>向上と費用の関係を総合的に考慮した上で、導入を決定した。</p> <p>イニシャルコストが国から特別交付税として措置されるため、市として進めるという話だが、ランニングコストは市が負担していくことになると思う。市内のコンビニエンスストアの数は分からないが、相当な数だと思う。また、テストとして限定的な所に導入するなど、どこまで導入するか様々な方法があると思う。</p> <p>単に、国から交付税が措置されるから進めるというが、私が先ほど述べた慎重ということは、導入後も含めて十分な議論を尽くして進めてほしいということであり、検討してほしい。</p>
山本会長 津佐委員	<p>ランニングコストの件も含めて検討してほしい。</p> <p>山崎委員の意見は非常に大切なことである。交付税も税金である。生産年齢人口が減少していく中で、適正な税金の使い方を考えた場合、補助が出るからという論理は危険である。ランニングコストや本当の利便性とは何かといった本質的な部分を考えないとならない。そうでないと、不便があるから直してもらいたいと主張に対し、確かに不便だから直すというような言ったもの勝ちという論理が蔓延してしまう。その場合、財政上の限界が出てくる。様々な要求が市民からあると考えられることから、それを精査していくことが非常に重要である。</p>
総務部長	<p>もう一つ、山崎委員の発言にもあったが、自治会の問題について、神社関係の集金は信教の自由にも関わると考えられるため、本来は憲法に抵触するような大きな問題である。地域の歴史的な特殊性ということで行っていくのは良いのだろうかという懸念を感じた。</p> <p>先ほどのコンビニエンスストアの証明書発行について、ランニングコストは市が負担する形になってくる。その中でコンビニエンスストアでの証明書発行業務を実施することになったのは、国の補助のこともあるが、もう一つの理由として近隣市では既に実施していることが挙げられる。市のマイナンバーカードの交</p>

	<p>付率は約11パーセントであるが、この方々にとって、他市でできて、市でできないと不満が増すことになる。近隣市とのサービスの均衡を考えた上でも、このタイミングでコンビニエンスストアでの証明書交付を実施するということを決めた。ランニングコストとの費用対効果だけではなく、その点も含めた話である。</p>
山崎委員	<p>証明書の発行は市役所、関宿支所、各出張所及び郵便局でも行っている。それに加えて、今回コンビニエンスストアで実施するということだが、今の回答は近隣市で導入しているため、転入した際に今まで享受していたサービスが受けられないという話だと思う。それを懸念して、今回の補助金の制度を活用して導入しようという話だと思う。</p> <p>市民サービスには様々な意味があり、必要度も異なる。しかし、今の回答のように、このサービスが市で行われていないから、市のサービスが悪いということではないと思う。</p> <p>ランニングコストは、基本的に市で負担するという話だが、これだけ財政が厳しく、行政改革の中でそういった無駄をなくそうとしているため、そういった導入についても議論をしてほしい。考え方は多くあると思うが、利便性の問題については総合的に判断し検討してほしい。</p>
谷田貝委員	<p>11ページの意見17について、市の考え方で「公共施設は長寿命化を図ることを基本としておりますので、老朽化した施設を廃止、取壊しを基本には考えてはおりません」とあるが、意見の中の「いたずらに維持管理費の増大は避けるべきである」ということも重要だと感じた。大綱の素案は修正無しで良いが、そこにも重点を置いた方が良い。</p>
山本会長	<p>パブリック・コメント手続の結果について事務局の説明を了承することで良いか問う。</p> <p><異議無し></p>
山本会長 行政管理課長	<p>その他、連絡事項の有無を事務局に問う。</p> <p><次回の日程をお知らせする。></p>

山 本 会 長

午後 2 時 2 0 分、閉会を宣言した。

以上